財

好

者

損益計算書

(単位:千円)

		(単位:千円)
TV	2019年度	2020年度
科目	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	自 2020年4月1日 至 2021年3月31日
経常収益	9,370,529	9,076,354
資金運用収益	7,251,099	7,226,093
貸出金利息	5,003,746	4,891,430
預け金利息	293,438	335,566
コールローン利息	_	_
有価証券利息配当金	1,874,623	1,920,181
その他の受入利息	79,291	78,914
役務取引等収益	1,114,283	1,135,649
受入為替手数料	552,504	548,046
その他の役務収益	561,778	587,602
その他業務収益	496,364	24,792
外国為替売買益	490,504	24,7 92
	455.200	
国债等债券壳却益	455,209	_
国债等债券償還益		
その他の業務収益	41,155	24,792
その他経常収益	508,782	689,820
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	_	_
償 却 債 権 取 立 益	61,963	152,629
株 式 等 売 却 益	393,085	476,430
金 銭 の 信 託 運 用 益	9,043	14,010
その他の経常収益	44,690	46,749
経常費用	8,352,633	8,236,339
資金調達費用	209,149	139,224
預 金 利 息	190,047	124,701
給 付 補 塡 備 金 繰 入 額	19,102	14,523
世 用 金 利 息	15,102	
世界	861,288	813,170
支払為替手数料	223,323	212,270
その他の役務費用	637,964	600,899
その他業務費用	4,934	391,696
外 国 為 替 売 買 損	15	116
国 債 等 債 券 売 却 損	_	389,903
国 債 等 債 券 償 還 損	1,138	_
その他の業務費用	3,780	1,675
経費	6,382,859	6,191,266
人 件 費	3,859,860	3,857,966
物 件 費	2,313,072	2,206,829
税	209,926	126,470
その他経常費用	894,401	700,982
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	240,062	225,045
貸 出 金 償 却	469,864	250,038
株式 等 売 却 損	52,190	92,588
株 式 等 償 却	1,200	- J2,300
金銭の信託運用損		40,264
その他資産償却	205	190
	130,877	92,855
その他の経常費用 経常利益	1,017,895	840,015
特別利益	33,901	22,059
固定資産処分益	3,261	
子 会 社 清 算 益	_	22,059
その他の特別利益	30,640	_
特別損失	8,889	134,348
固 定 資 産 処 分 損	8,889	18,141
演 損 失	_	116,207
その他の特別損失	_	_
税引前当期純利益	1,042,908	727,725
法人税・住民税および事業税	381,686	6,527
法人税等調整額	57,658	△ 122,029
法人税等合計	439,344	△ 115,502
当期純利益	603,563	843,227
繰越金(当期首残高)	536,218	543,444
土地再評価差額金取崩額		
当期未処分剰余金	1,139,781	1,386,672
コカハベル利不正	1,133,701	1,500,072

 子会社との取引による収益総額 1,054千円 子会社との取引による費用総額 40,809千円 3. 出資1口当たり当期純利益金額 283円85銭

4. 子会社清算益として、豊伸ビジネス清算配当22,059千円を計上しています。

5. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

区 分	地 域	主な用途	種類	種 類 減損損失	
	豊橋市	営業店舗 1 か所	有形固定資産	(うち土地	6,122 —)
事業用資産	蒲郡市	営業店舗 1 か所	有形固定資産	(うち土地	17,382 6,287)
	岡崎市	営業店舗 2か所	有形固定資産	(うち土地	87,968 —)
所有資産	豊橋市	旧店舗用地	有形固定資産		4,734
		116,207			

稼働資産については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから、営業店(ただし、出張所は母店と一つのグルーピング)単位で、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としています。本部、事務センター等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としています。営業店利益減少によるキャッシュ・フローの低下等により、上記資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額116,207千円を「減損損失」として特別損失に計上しています。

なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額です。正味売却価額は不動産鑑定評価額に基づき算定しています。

剰余金処分計算書 〈単体〉

(単位:千円)

				科		目					2019年度 2019年 4 月 1 日~ 2020年 3 月31日	2020年度 2020年 4 月 1 日~ 2021年 3 月31日
当	期	未	=	処		分	剰	剰 余 金		金	1,139,781	1,386,672
利	益	淖	É	備		金	取	取 崩 額		額	10,192	19,283
合										計	1,149,974	1,405,955
剰		余		金		処		分額		額	609,966	858,931
利		益		準		4	備金		金	_	_	
普	通	出道	負	に	対	す	る	配	当	金	(年4%) 59,966	(年4%) 58,931
特		別		積			立金		金	550,000	800,000	
繰	越	金	(当	ļ	朝	末	残	高)	540,007	547,023

■会計監査人による外部監査を受けています

2020年度貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の会計監査を受けています。

■報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および使用人兼務役員の使用人としての職務執行の対価として支払う「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。 そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。 また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。 なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。 a. 決定方法

(2) 2020年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	228

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は10名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
 - 2. 上記の内訳は、「基本報酬」192百万円、「賞与」4百万円、「退職慰労金」32百万円となっています。 なお、賞与は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額です。

は、当年度中に支払った真子のうち当年度に帰属する部別の金額です。 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号および第5号ならびに第2項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。 なお、2020年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
 - 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 - 3. 「同等額」は、2020年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。
 - 4. 2020年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。